

租税負担の軽減行為が認められる事案について総則6項の適用と平等原則違反

～東京高裁令和7年6月19日判決の検討を中心として～

税理士 香取 稔 (元高松国税不服審判所長・埼玉学園大学大学院客員教授)

I はじめに

最高裁令和4年4月19日判決（以下「令和4年最判」という。）以降、総則6項の適用件数は、相続財産の種類が不動産か、非上場株式かを問わず、増加傾向にあるが（本誌No.1080号「総則6項適用事案、指針策定で増加基調」参照）、他方、同判決以降、非上場株式の相続税評価を巡り総則6項が適用された事案に関しては、納税者が採用した評価通達の定める方法により評価した価額（以下「通達評価額」という。）が認容され、課税庁の敗訴が続いていた。

そうした中、東京高裁は、令和7年6月19日、非上場株式の相続税評価を巡り総則6項が適用された事案に関して、課税庁が敗訴した原審の東京地裁令和7年1月17日判決（以下「原判決」という。）を取消し、当該相続税評価について、課税庁の総則6項に基づく純資産価額方式によ

る評価を認める逆転判決（以下「本判決」という。）を行った。なお、本判決を受けて納税者は上告している。

本判決は、原判決の判断から5か月余りで、しかも、控訴審では審理が一度しか開かれていなかったことから、再び、課税庁が敗訴するのか注目を集めていた中での逆転判決であったため、税務関係者等に少なからず驚きを与えたようである。

そこで、本稿では、租税負担の軽減行為が認められる事案について総則6項の適用と平等原則違反を中心に、本判決が原判決を取消し、逆転判決に至った理由等を探り、本判決が与える影響及び今後注目すべき点を検討することとする。

II 事案の概要等

1 概要

相続人及び受遺者（以下「本件相続人ら」という。）は、被相続人（以下「本件被相続人」といい、本件相続人らと合わせて「本件被相続人ら」という。）から相続又は遺贈（以下「本件相続」という。）により取得した資産管理会社（以

下「本件会社」という。）の株式101万7856株（以下「本件株式」という。）について、本件会社は評価通達上の小会社（評基通178）に該当するから、本件株式の価額を評価通達の定める類似業種比準価額方式と純資産価額方式の併用方式（評基通179(3)）により評価して相続税の申告（以下「本件申告」という。）をした。